

新型コロナウイルス感染症 中小企業者事業継続支援対策助成金

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが減少し事業の継続が困難となっている経営基盤が
ぜい弱な中小企業者を支援するため、助成金を交付します。（申請期間：令和3年3月1日まで）

助成対象者

以下のすべての要件に該当する中小企業者に対して、助成金を交付します。

- ①中小企業者の区分に応じて、それぞれに定める要件を満たすこと
法人：町内に主たる営業所を置いていること
個人：町内に主たる営業所を置いていること、又は町内に住所を有していること
- ②新型コロナウイルス感染症に関連する融資を受けていること
- ③国が支給する持続化給付金の支給を受けていないこと・受ける予定がないこと
- ④令和2年1月から12月までのいずれか1月の売上が前年等と比較して15%以上の減少率であること
- ⑤町税を滞納していないこと
また、法人の場合は⑥の要件に該当すること、町内に住所を有し町外に主たる営業所を置く個人にあっては⑦の要件に該当することも必要となります。
- ⑥法人町民税の均等割の区分が1号に該当すること（均等割の税額（年額）：6万円に該当のこと）
- ⑦他の市区町村から新型コロナウイルス感染症の影響による売上げ減少を支援するための助成金の支給を受けていないこと・受ける予定がないこと

必要書類

申請には以下の書類が必要です。

（①②③④・・・法人・個人事業主 共通の必要書類）

- ①交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ②新型コロナウイルス感染症に関連する融資を受けたことを証する書類（借入申込書控えの写しなど）
- ③売上減少率を証する書類（借入申込時に提出した売上減少率が記載の書類控えの写しなど）
- ④新型コロナウイルス感染症に関連する融資の借用証書の写し
（⑤・・・個人事業主の場合 必要書類）
- ⑤直近の確定申告書の控えの写し
（⑥⑦・・・法人の場合 必要書類）
- ⑥登記事項証明書又は登記簿の謄本若しくは抄本の写し
- ⑦直近の法人町民税申告書の控えの写し

なお、売上減少や事業実態の確認のため、上記以外の書類の提出を求める場合があります。

助成金額

売上減少率に応じた助成金額は以下のとおりです。なお、比較の対象は令和2年1月から同年12月までの任意の1月と前年又は前々年の同月の売上高の比較となります。（新規創業者への運用緩和あり）

売上減少率	助成金の額	
	個人事業主	法人
15%以上20%未満	10万円	20万円
20%以上30%未満	15万円	30万円
30%以上40%未満	20万円	40万円
40%以上	25万円	50万円

【お問い合わせ】

松前町産業建設部産業課商工水産観光係 〒791-3192 伊予郡松前町大字筒井631番地
TEL：089-985-4120 FAX：089-985-4148 E-mail：212syoko@town.masaki.ehime.jp